

熊本県公報

第 1 1 4 1 6 号
平成 18 年 6 月 9 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ " " " " " "	(") 1
○ " " " " " "	(") 2
○ " " " " " "	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 2
○指定居宅介護支援事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
公 告	
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 3
○土地改良区の解散認可	(") 3
○県有財産の売却	(管 財 課) 3
登 載 依 頼	
○熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 4
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(") 4
○第 2 回熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例改正検討委員会の開催	(交通安全・青少年課) 6

告 示

熊本県告示第 626 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字米田字山口平 644、645、字掛橋平 649
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山口平 644・645・字掛橋平 649（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 627 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字高岡字敷内平 549 の 1 から 549 の 3 まで、550 の 1、554 の 1、554 の 2、555 の 1 から 555 の 3 まで、577、580 の 2、580 の 3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定 施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字藪内平 555 の 1 (次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 628 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字古石字岩尾戸 1371 の 1、1371 の 2、1372 の 1、1373、1374 の 1、1375 の 1、1375 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字岩尾戸 1372 の 1・1373・1374 の 1・1375 の 1 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 629 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
 平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市南福寺字南平 7 の 1、江添字出良迫 1132 の 6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字南平 7 の 1・字出良迫 1132 の 6 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 630 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
あかね 宇城市小川町北新田 452 番地 1	有限会社 弘司 下益城郡城南町大字今吉野 85 2 番地 58 津崎 弘司	平成 18 年 6 月 1 日	43000100234110 43000200328119	居宅介護

熊本県告示第 631 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
青空 上益城郡益城町大字惣領 1420 番地 4	有限会社元気ハウス青空	平成 18 年 6 月 1 日

公 告**熊本県公告第 453 号**

合志市合志町土地改良区理事長秋吉不二雄から平成 18 年 4 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 5 月 31 日付けで認可した。

平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 454 号

阿蘇郡西原村西原村土地改良区理事長加藤義明から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 67 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 5 月 31 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 455 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 18 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
玉名市岱明町下前原字山浦 335 番
宅地 832.44 平方メートル（公簿）834.64 平方メートル（実測）
最低売却価格 6,050,000 円
- 2 入札期日
平成 18 年 8 月 1 日（火） 午前 11 時
- 3 入札場所
玉名市岩崎 1004 番 1 熊本県玉名総合庁舎 2 階 西会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 18 年 7 月 28 日（金） 午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合 印鑑証明書
 - (2) 法人の場合 印鑑証明書
 - (3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
- (1) 契約締結期限 平成 18 年 8 月 11 日 (金)
 - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
 - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 2 階 熊本県総務部管財課
 - (4) 入札参加者は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例 (昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則 (昭和 60 年熊本県規則第 11 号) 等を承知のうえ、入札するものとする。
 - (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

登載依頼

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 6 月 9 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 29 号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の通勤手当に関する規則 (昭和 33 年熊本県人事委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「すみやかに」を「速やかに」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第 4 条中「または」を「又は」に改める。

第 5 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「または」を「又は」に、「いずれかの一」を「いずれか」に改め、同条第 2 号中「地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号) 別表」を「地方公務員災害補償法施行規則 (昭和 42 年自治省令第 27 号) 別表第 3」に改める。

第 19 条中「または」を「又は」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 18 年 6 月 9 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 30 号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則 (昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

別表市町村の表水俣市の項中

議会事務局		局長 次長
市長部局	本庁 (会計課を含む) 福祉事務所 総合医療センター 湯の児病院	部長 部次長 課長 総務課長補佐 財政課長補佐 行政管理室長 行政管理室次長 秘書係長 財政係長 所長 院長 副院長 事務部長 事務部次長 診療部長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課長補佐 総務係長 院長 副院長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 事務課長補佐 総務係長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 教育次長 課長 学校給食センター所長 教育総務課長補佐 総務係長 校長 教頭 校長 教頭

」を

議会事務局		局長
市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 部次長 課長 総務課課長補佐 財政課課長補佐 産業廃棄物対策室長 行政管理室長 行政管理室次長 秘書広報係長 財政係長
	福祉事務所 総合医療センター	所長 院長 副院長 部長 事務部次長 副看護部長 課長 技師長 技士長 療法士長 科長 総務課課長補佐 総務係長
教育委員会	事務局	教育長 教育次長 課長 学校給食センター所長 教育総務課課長補佐 総務係長
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭

別表市町村の表中本渡市、牛深市、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の項を削り、同表水俣市の項の次に次のように加える。

天草市	議会事務局		首席審議員 局長
	市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 首席審議員 課長 室長 審議員 職員課課長補佐 行政係長 文書法制係長 人事研修係長 職員厚生係長 秘書係長 財政係長 行政改革係長
		支所	支所長 課長 審議員
		看護専門学校 病院（診療所を含む。）	事務長 病院局長 院長 診療所長 病院局次長 副院長 事務長 診療科長 薬局長 審議員 看護総師長 看護師長
	教育委員会	事務局	教育長 部長 首席審議員 課長 室長 審議員
		中学校	校長 教頭
		小学校	校長 教頭
選挙管理委員会事務局		局長	
監査委員事務局		局長	
農業委員会事務局		局長	

別表市町村の表大津町の項中

町長部局		局長 課長 室長 審議員 総務課課長補佐 人事秘書係長 人事秘書係の参事、主査及び主事
教育委員会	事務局	教育長 課長 審議員
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭

を

町長部局（会計課を含む。）		課長 子育て支援室長 審議員 総務課課長補佐 行政係長 人事秘書係長 人事秘書係の参事、主査及び主事
教育委員会	事務局	教育長 局長 審議員
	中学校	校長 教頭
	小学校	校長 教頭

に改め、同

表津奈木町の項中

町長部局	本庁 保育園	課長 室長 総務課課長補佐 園長
------	-----------	---------------------

を

町長部局	本庁（出納室を含む。）	課長 政策審議員 審議員 総務課課長補佐
------	-------------	----------------------

に改める。

別表市町村の表中あさぎり町の項を削り、同表錦町の項の次に次のように加える。

あさぎり町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 室長 審議員 課長補佐
		支所	支所長
		保育所 救護施設	所長 施設長
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 審議員 課長補佐 校長 教頭 校長 教頭	
農業委員会事務局			局長

別表市町村の表苓北町の項中

苓北町	議会事務局		局長
	町長部局（収入役室を含む。）		課長 室長
	教育委員会	事務局	教育長 課長
		給食調理場	場長
中学校 小学校		校長 教頭 校長 教頭	
農業委員会事務局			局長

」を

(天草郡) 苓北町	議会事務局		局長
	町長部局（収入役室を含む。）		課長 室長 総務課課長補佐
	教育委員会	事務局	教育長 課長
		給食調理場	場長
中学校 小学校		校長 教頭 校長 教頭	
農業委員会事務局			局長

」に

改める。

別表一部事務組合の表中西天草清掃施設一部事務組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例改正検討委員会公告第 1 号

第 2 回熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例改正検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 6 月 9 日

熊本県暴走行為防止対策の推進に関する条例改正検討委員会
委員長 永 尾 孝 雄

- 1 開催日時
平成 18 年 6 月 19 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階「審議会室」
- 3 議題
(1) 他県の条例の効果について
(2) 家庭の教育力向上施策等について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部交通安全・青少年課交通安全班
(電話 096-333-2293)

